

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則
県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則
教育長に対する事務の委任等に関する規則
- 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則
- 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公安規則
鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

規 則

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七号

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県立鳥取青年の家及び鳥取県立大山青年の家の項区分の欄中「鳥取県立鳥取青年の家及び」を削り、同項減免事由の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表鳥取県立船上山少年自然の家の項区分の欄中「鳥取県立船上山少年自然の家」を「鳥取県立鳥取少年自然の家及び鳥取県立船上山少年自然の家」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

教育委員会規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第二号

教育長に対する事務の委任等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十六条第一項の規定に基づく教育委員会
の権限に属する事務の教育長への委任及び教育長の臨時代理並びに教育
委員会の権限に属する事務の教育長の専決に関し必要な事項を定めるも
のとする。

(委任)

第二条 教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に属する
事務を教育長に委任する。

- 一 県教育行政の基本方針に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の設置又は廃止に関すること。
- 三 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の

申出に関すること。

四 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關
すること。

五 人事の基本方針に関すること。

六 教育長の任免その他の人事に関すること。

七 教育長職務代行者の指定に関すること。

八 事務局及び学校その他の教育機関の職員並びに具費負担教職員の任
免その他の人事に関すること。

九 附属機関の委員の任命に関すること。

十 附属機関への諮問に関すること。

十一 労働協約の締結に関すること。

十二 重要な表彰に関すること。

十三 不服申立て又は訴訟に関すること。

十四 教育財産の取得についての意見の申出に関すること。

十五 学校の課程、部科又は学科の設置、変更又は廃止に関すること。

十六 高等学校の通学区域の指定に関すること。

十七 高等学校の募集生徒数又は入学者選抜方針に関すること。

十八 義務教育諸学校の学級編制の基準の決定に関すること。

十九 義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定又は変更に関するこ
と。

二十 市町村教育委員会の教育長の任命の承認に関すること。

二十一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十二条の規定に
よる市町村教育委員会に対する措置要求に関すること。

二十二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条の規定によ

る学校の設置、廃止等の認可に関すること。

二十三 文化財の指定又は解除に関すること。

二十四 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例なもの
(臨時代理)

第三条 教育長は、前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

(専決)

第四条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。

一 第二条第八号に掲げる事務(事務局の次長及び課長、校長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限(心身の故障による休職を除く。)及び懲戒を除く。)

二 第二条第十二号に掲げる事務(鳥取県教育委員会表彰規程(昭和二十四年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)による表彰を除く。)

三 第二条第十三号に掲げる事務(不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するものを除く。)

四 第二条第十四号、第十八号又は第二十二号に掲げる事務

五 第二条第二十四号に掲げる事務(特に重要又は異例な事務を除く。)

2 教育委員会は、必要があると認めたとときは、前項各号に掲げる事務以外の事務を教育長に専決させることができる。

3 教育長は、前二項の規定により専決した事務について、必要があると

認めたとときは、これを教育委員会に報告しなければならない。

(委任事務等の処理の特例)

第五条 教育長は、第二条の規定により委任を受けた事務又は前条の規定により専決することができる事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の指揮を受けて処理しなければならない。

(再委任等)

第六条 教育長は、第二条の規定により委任を受けた事務又は第四条の規定により専決することができる事務を職員に委任し、又は職員に専決させることができる。

附 則

1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 教育長に対する事務委任規則(昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十四号)

二 鳥取県教育委員会教育長専決規則(昭和二十三年十一月鳥取県教育委員会規則第四号)

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表体育保健課の項中「社会体育係」の下に「スポーツ係」を加え、同表国民体育大会準備室の項を削る。

第三条社会教育課の項第三号中「公民館」の下に「社会教育センター」を加え、同条国民体育大会準備室の項を削る。

第四条第一項中「又は国民体育大会準備室長」を削る。

第五条第二項中「及び国民体育大会準備室長」を削る。

第六条第一項第一号中「又は国民体育大会準備室長」を削り、同条第二項中「室長補佐」を削る。

第七条第一号中「及び国民体育大会準備室長」を削り、同条第六号中「及び室長補佐」及び「又は国民体育大会準備室長」を削る。

第十条中「又は国民体育大会準備室長」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「室長補佐」を削る。

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則

鳥取県立図書館規程(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条鳥取県立米子図書館の項中「庶務係」の下に「収書整理係」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則

第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「五千元」を「六千元」に、「一万七千元」を「二万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年四月一日前に奨学資金の貸与を受けている者及びその補充として奨学資金の貸与を受けることとなる者に係る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則(昭和五十年二月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中「六千元」を「七千元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年四月一日前に高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に入学した者(同日以後に転学、編入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなつた者を含む。)に係る修学奨励金の額については、改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「鳥取県立青年の家」を「鳥取県立大山青年の家」に改める。

第一条中「鳥取県立鳥取青年の家(以下「鳥取青年の家」という。)&及び」を削り、「(以下「大山青年の家」という。)&」を「(以下「青年の家」という。)&」に改める。

第二条中「鳥取青年の家及び大山青年の家(以下「青年の家」という。)&」

を「青年の家」に改める。

第三条第一項中「大山青年の家」を「青年の家」に改める。

第四条第一項を削り、同条第二項中「大山青年の家」を「青年の家」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第五条第二項中「次のとおり」を「所長、次長及び係長」に改め、同項の表を削る。

様式第一号から様式第三号までの規定中「海野田」を「海野田」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「鳥取県立船上山少年自然の家」を「鳥取県立少年自然の家」に

改める。

第一条中「鳥取県立船上山少年自然の家」を「鳥取県立鳥取少年自然の家及び鳥取県立船上山少年自然の家」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「海野田」を「海野田」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 留置場の管理及び留置人に関すること。

十 護送に関すること。

第八条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和五十三年三月鳥取県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

職員別 課署別	警 察 官						一般職員
	警 視	警 部	警部補	巡查部長	巡 査	計	
秘 書 課	1	2		1		4	16
会 計 課	1					1	17
警 務 課	4	4	4	8	8	28	20
教 養 課	1	1	3	3		8	3
厚 生 課		1				1	9
監 察 官 室	1	1	1	1		4	1
捜 査 第 一 課	3	4	8	8	1	24	7
捜 査 第 二 課	1	4	4	7		16	2
防 犯 課	2	3	3	4		12	6
鑑 識 課	1	2	1	3	2	9	10
科学捜査研究所							9
警 備 課	2	5	9	19		35	4
外 勤 課	3	6	6	7	32	54	2
機 動 隊	1	1	1	3	21	27	1
交通企画課	2	4	5	6		17	9
交通指導課	1	3	3	5		12	2
運転免許課	3	2	5	2		12	32
交通機動隊	1	1	3	10	28	43	1
警 察 学 校	1	2	6	1	18	28	6
小 計	29	46	62	88	110	335	157
岩美警察署	1	1	2	9	17	30	3
鳥取警察署	1	7	20	53	87	168	15
郡家警察署	1	3	7	18	24	53	4
智頭警察署	1	1	2	8	12	24	3
浜村警察署	1	1	4	10	15	31	3
倉吉警察署	2	5	15	35	52	109	13
八橋警察署	1	2	5	12	16	36	5
米子警察署	1	7	19	58	91	176	17
境港警察署	1	4	9	17	22	53	9
溝口警察署	1	1	2	8	13	25	3
黒坂警察署	1	1	2	8	13	25	3
小 計	12	33	87	236	362	730	78
合 計	41	79	149	324	472	1,065	235

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】